一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字頃藤字長崎沢六一〇二、六一〇二の一、六一〇二の二、六一〇三の一から六一〇三の三まで、六一〇五の一から六一〇五の三まで、六一〇六の一、六一〇六の二、六一〇七の一、六一〇七の三、六一〇八の一、六一〇九の一、六一〇九の二、六一一〇、六一一〇の一、六一一〇の二、六一一一の一、六一一二、六一一三の一、六一一四の一から六一一四の六まで、六一一六の一、六一一六の二、六一一七の二から六一一七の五まで、六一一七の一二、六一一八の一、字下瀬野々六一三一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字城山二七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市板井川字村西五二五の一、五二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字黒森字中ノ畑一五七の一から一五七の三まで、一五九の一、一六〇の一、一六〇の二、一六一、一七四の一、一七四の二、三八二、四四二の一、四九〇、字横手一三〇の一、一三〇の五、一三一、四〇三の二、四七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ畑一五七の一（次の図に示す部分に限る。）、一五七の二、一五七の三、一六〇の一、一六〇の二、一六一、四九〇、字横手四七五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字古長字後付五〇六、五〇八の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字古長字後付五一一、五一二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平九六八八の二七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字三保字下滝峰平九六八二、六八七、六八八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備